

**④ 道路に張り出している枝などの<sup>せんてい</sup>剪定をお願いします**

問 県道および国道 355 号について：県水戸土木事務所道路管理課 TEL 029-225-4061  
市道について：市 管理課(内線 580)

樹木の枝や生垣、雑草が道路上に張り出したり覆いかぶさったりすると、通行の妨げになるだけでなく、道路標識やカーブミラー等が見えにくくなり、交通事故の原因にもなりかねません。また、強風や大雨により樹木が倒れ、道路を寸断するなどの影響が考えられます。

このような事例が原因で事故が発生した場合は、樹木等の所有者に責任が問われる場合がありますので、定期的な枝等の「剪定・刈り込み」をお願いします。

- ・民法第 717 条では、土地の工作物(竹木)の占有者および所有者の責任について定められています。
- ・道路法第 43 条では、道路に関する禁止行為について定められています。

交通事故等を未然に防止し、安全かつ安心な道路環境の保全にご協力をお願いします。

**作業時の注意事項**

1. 電線や電話線がある箇所の作業は、危険を伴う可能性がありますので、事前に最寄りの東京電力または NTT に連絡してください。
2. 作業にあたっては、通行する車両・自転車・歩行者の安全確保と、樹木からの転落防止などに十分ご注意ください。
3. 道路交通を止めて作業する場合は、道路交通法に基づく手続きが必要になりますので、事前に笠間警察署へご相談ください。

**⑤ 農作業に伴う道路の泥汚れ防止にご協力ください** 問 農政課(内線 526)

道路に落ちた大きな泥のかたまりなどは、通行の妨げになる恐れがあります。トラクター等での農作業の際、田や畑から公道に出る前には、必ず泥を落としてから走行するようお願いします。

やむを得ず道路を汚した場合は速やかに清掃するなど、マナーを守り農作業を進めていただきますようご協力をお願いします。

**⑥ 井戸水使用世帯の人数を確認してください**

問 上下水道お客さまセンター TEL 0296-87-2231

申 上下水道お客さまセンター(笠間市矢野下750) 環境政策課 各支所地域課



井戸水を使用し、公共下水道または農業集落排水へ接続している世帯の下水道使用料は、世帯人数により算定しています。使用料のお知らせに届出している世帯人数が記載されていますのでご確認ください。なお、世帯の人数が変更になった場合は申請してください。

申請方法 窓口で直接または、いばらき電子申請・届出サービス(右上の二次元コード)から申請してください。申請書は市ホームページからダウンロードできます。

**⑦ エコフロンティアかさま監視委員会を開催します**

問・申 資源循環課(内線 128)

委員会は傍聴することができます。

日時 4月25日(木) 午後2時～

場所 エコフロンティアかさま 管理棟 2階 多目的会議室(笠間市福田 165-1)

内容 (1) 前回会議録の確認 (2) 監視活動および意見交換等 (3) 今後の監視活動計画(案)

申込方法 電話でお申し込みください。

申込期限 4月25日(木) 午前9時まで

**「犬のフン」は飼い主が持ち帰りましょう。**